

訪問介護ステーション 輪 運営規程

(事業の目的)

第1条 本規程は、株式会社 雅 - Miyabi (以下「会社」という。)が開設する 訪問介護ステーション 輪 (以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護 (以下「指定居宅介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、次に掲げる方針に基づき、指定居宅介護等を提供するものとする。

(1) 事業所が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

(2) 事業所が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 事業所が行う指定同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者に行き、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、従業者が提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 指定居宅介護等の提供に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を事業所管理者とし、ヘルパー会議の開催等、必要な指導体制を構築する。

(2) 経済的虐待等、指定居宅介護等の提供による福祉的なアプローチでは不十分な場合、成年後見連絡会等と連携し、利用者の成年後見制度等法的支援の活用を援助する。

(3) 利用者又はその家族からの虐待等の相談又は苦情に対応する常設の窓口を設置し、相談員等を配置する。

(4) 虐待防止の啓発・普及をするため、従業者に対する採用時研修 (採用後1ヶ月以内) 並びに継続研修 (年2回) を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーション 輪
- (2) 所在地 函館市山の手1丁目6番15号

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・サービス提供責任者及び従業者兼務)

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもサービス提供責任者及び従業者としての職務に当たるものとする。

- (2) サービス提供責任者 5名 (常勤・管理者及び従業者兼務1名、従業者兼務4名)

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導を行うものとする。又、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

- (3) 従業者 37名

(常勤・管理者及びサービス提供責任者兼務1名、サービス提供責任者兼務4名、相談支援専門員兼務1名、事務職員兼務1名 非常勤・専従30名)
従業者は、指定居宅介護等の提供に当たるものとする。

(4) 事務職員 2名(従業者兼務1名・専従1名)
必要な事務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9時00分から17時00分までとする。
- (3) 電話等により、「24時間 365日」常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所が提供する指定居宅介護等の内容は次の通りとする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 通院介助
- (4) 重度訪問介護
- (5) 同行援護
- (6) 移動支援
- (7) 日中一時支援

(利用者から受領する費用の額)

第7条 指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から、障害者自立支援法第29条第3項に規程する介護給付費の額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護等の提供予定日前日までに申し出がなく、当日に利用中止の申し出があった際は、利用者から取消料の支払いを受ける場合がある。但し、利用者の体調不良等やむを得ない場合はその限りでない。

- ①提供開始予定時間の24時間前までに申し出があった場合の取消料：無料
- ②提供開始予定時間の24時間前までに申し出がなかった場合の取消料：一律1,500円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、函館市(旧戸井町・旧恵山町・旧楸法華村・旧南茅部町を除く)の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(従業者の研修)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年5日

(虐待の防止)

第11条 事業所は、利用者の擁護、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため次の措置等を講ずる

- (1) 虐待防止に関する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
虐待防止対策委員会 委員長 管理者 酒井 雅子
虐待防止対策に関する責任者 管理者 酒井 雅子
- (2) 成年後見制度の利用支援を行う。
- (3) 苦情解決体制の整備を行う。
- (4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡を行う。
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他の運営についての留意事項)

- 第13条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 5 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成25年11月 1日から施行する。
この規程は、平成29年11月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成30年12月11日から施行する。
この規程は、令和 2年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 4月18日から施行する。
この規程は、令和 5年 2月27日から施行する。
この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 2月13日から施行する。